ないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

参+【担保を供すべき期間↓七五⑤【必要的口頭弁論の
【口頭弁論を経ない訴え却下の例↓一四〇、

（担保の取消し）

第七九条① 担保を立てた者
とを証明したときは、裁
の取消しの決定をしな
② 担保を立てた者が
の同意を得たことを
る。
③ 訴訟の完結後、
により、担保権
を行使すべき旨
ないときは、担
があったものと
④ 第一項及び第
時抗告をすること

参❶【担保を立てるべ
間↓九六① ❸【訴
時抗告↓三三二

（担保の変換）

第八〇条 裁判所は、担
決定で、その担保の変換
し、その担保を契約によっ
を妨げない。

参+【担保提供に関する契約↓七六

（他の法令による担保への準用）

第八一条 第七十五条第四項、第五項及び第七項（応訴拒絶、立担保の額・期間、即時抗告）並びに第七十六条から前条まで（担保提供の方法、担保物に対する権利、不提供の効果、担保の取消し・変換）の規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用する。

参+【他の法令により起訴につき担保を立てるべき場合↓会社八二四、八二七、八三六、八四七の四②、四九一、一般法人二六一④

節　訴訟上の救助

行に必要な費用を支払う
生活に著しい支障を
立てにより、訴訟
ただし、勝訴の
。

【決定に対
二四、

ところ
る効力
務の執
報酬及び
者のための
決定で、猶予した

士↓一五五②、人訴一三② ❸【訴訟の承継人↓一二四①
五
三三二

（救…の決定の取消し）

第八四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

参+【訴訟救助の要件↓八二①【訴訟記録の存する裁判所↓一六〇、四〇四①、民訴規一七四、一八五、一九七【不服申立て↓八六、三三二

（猶予された費用等の取立方法）

第八五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。

参+【支払を猶予した費用↓八三①㈠㈡【負担することとされた相手方↓六一—六八【強制執行↓民執二二

（即時抗告）

第八六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

参+【本節に規定する決定↓八二①、八三③、八四【即時抗告期間↓三三二

第五章　訴訟手続

第一節　訴訟の審理等

（口頭弁論の必要性）

第八七条① 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。
② 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。
③ 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

参❶【開廷の場所↓裁六九【口頭弁論の公開↓憲八二、裁七〇【非公開審理↓人訴二二、特許一〇五の七、不正競争一三【口頭弁論期日の指定↓九三、一三九、民訴規六〇【決定↓一一九参【決定で完結すべき事件における参考人等の審尋↓一八七 ❷【口頭弁論に代わる審尋↓三三五【審尋調書↓民訴規七八 ❸【特別の定めの例—㈠訴訟につき口頭弁論を経ずに判決できる場合↓七八、一四〇、二五六②、二九〇、三一三、三一九、三五五、三五九【同前—㈡訴訟につき決定できる場合↓一四一、二八七、二九一、三一六、三一七、三四五【同前—㈢決定につき審尋が必要的な場合↓五〇②、一九九①、二二三②、三四六②、民執八三③、一〇二、一一六④、一六一②、一七一③、一七二③、一七四③、破七五②、会更二二、九六③、行訴二一③、二二②、二三②、二五⑤【同前—㈣決定につき審尋無用の場合↓民執一四五②、一七〇②【同前—㈤決定につき審問・審尋の期日を開く場合↓一八七②、借地借家五一、民保二三④、二九、四〇①、四一④【同前—㈥裁判所書記官処分につき審尋無用の場合↓三八六①

（受命裁判官による審尋）

第八八条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

参+【審尋↓八七②参【受命裁判官の指定↓民訴規三一①【受命裁判官の他の権限↓八九、一七一、一七六②、一八五①、一九五、二〇六、二一三、二一四②、二三三、二三九、二六四、二六五①、二六六②、二六八、人訴三三②

（和解の試み）

第八九条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

参+【和解の代理権↓三二②㈠、五五②㈡【起訴前の和解↓二七五【裁判所による和解条項の決定↓二六五【書面による和解条項案の受諾↓二六四【和解に代わる決定↓二七五の二【和解調書の効力↓二六七【和解の場合の訴訟費用↓六八、七二【仲裁における和解↓仲裁三八【受命裁判官↓八八参【受託裁判官↓裁七九、民訴規三一②【受託裁判官による和解↓二六四、二六五①【受託裁判官の他の権限↓一八五、一九五、二〇六、二一三、二一四②、二三三、人訴三三②【請求の放棄・認諾の陳述とみなす権限↓二六六②【訴訟係属中の調停↓民調二〇①、二〇の三、家事二七四、二七五【人事訴訟における和解↓人訴一九②、三七【専門委員の関与↓九二の二③

（訴訟手続に関する異議権の喪失）

第九〇条 当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。

参+【弁論・申述により申立権を喪失する例↓一二、一九、二四②、四四②、七五③、二六一②、三〇〇、三七三①【異議権を放棄し得ない手続規定違反の例↓一三、二〇、三一二②㈠㈡㈢、二八—三一七、三一二②㈣、憲八二、裁七〇、三一二②㈤、三三二

（訴訟記録の閲覧等）

第九一条① 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。
② 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。
③ 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
④ 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。
⑤ 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

参+【訴訟記録の閲覧等の請求の方式↓民訴規三三の二 ❶【裁判所書記官の記録保管↓裁六〇【裁判所書記官による執行文付与↓民執二六① ❶❸【電子情報処理組織による申立て↓一三二の一〇⑥ ❷【公開を禁止した口頭弁論↓憲八二②、裁七〇、人訴二二 ❷—❹【疎明の方法↓一八八 +【裁判所書記官の処分に対する異議↓一二一

（秘密保護のための閲覧等の制限）

第九二条① 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。
一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。
二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。（平成一五法一〇八本号改正）
② 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。
③ 秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。
④ 第一項の申立てを却下した裁判及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
⑤ 第一項の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

参❶【秘密保持命令との関係↓特許一〇五の六、不正競争一〇、著作一一四の八【記録の閲覧↓九一①、憲八二【当事者・利害関係者の記録謄写・交付請求、複製↓九一③④【人事訴訟における制限↓人訴三五【秘密記載部分の閲覧限定の申立ての方式↓民訴規三四【㈠【私生活の重大な秘密↓憲一一、一三、三五、刑二三〇、一三二の二①【㈡【営業秘密↓不正競争二⑥、一三二の二①、一九七①㈡㈢ ❹【即時抗告↓三三二 +【本条の例による↓犯罪被害保護二〇②

第二節　専門委員等

（平成一五法一〇八本節追加、平成一六法一二…節名改正）

参照条文が詳しい
便利！